
門真市の児童・生徒の学力向上に向けて

具体的提言

平成24年11月

門真市学力向上対策委員会

目 次

I	はじめに	P 1
II	本市児童・生徒をとりまく現状と課題について	P 2
	(1) 学力の現状と課題	P 2
	(2) 授業の現状と課題	P 2
	(3) 家庭学習の現状と課題	P 3
	(4) 学校組織の現状と課題	P 3
	(5) 生徒指導上の諸問題の現状と課題	P 4
	(6) 門真市の教育施策	P 4
III	学力課題を踏まえた学力向上対策の方向性	P 5
	(1) 授業改善について	P 5
	(2) 家庭学習の改善について	P 6
	(3) 学校組織の改善について	P 7
	(4) 生徒指導の改善について	P 8
IV	終わりに	P 10

資 料

委員名簿

審議の経過

委員会設置要綱

I. はじめに

平成24年6月に大阪府が実施した「大阪府学力・学習状況調査」の結果が公表されました。この調査は、小学6年生の国語・算数、中学3年生の国語・数学・英語で実施されたものです。

過去5年間に実施された国・府の学力・学習状況調査において、本市の子どもたちの学力状況は大変厳しい状態で推移しています。

ただ、本年度調査においては、特に小学校で一定の改善が見られ、中学校においても改善傾向を示す学校が出てきました。この流れをより確かなものにするためには、教育をめぐる本市の状況や様々な教育課題について検討し、これまでの教育委員会の取組を評価し、より効果的な学力向上対策を行うことが必要です。

門真市学力向上対策委員会は、このような観点から平成24年6月26日に第1回委員会を開催し、学力向上に係る諸課題を議論する中で、次の4点を柱として審議を行うことといたしました。

1. 授業づくりについて
2. 家庭学習について
3. 学校組織について
4. 生徒指導について

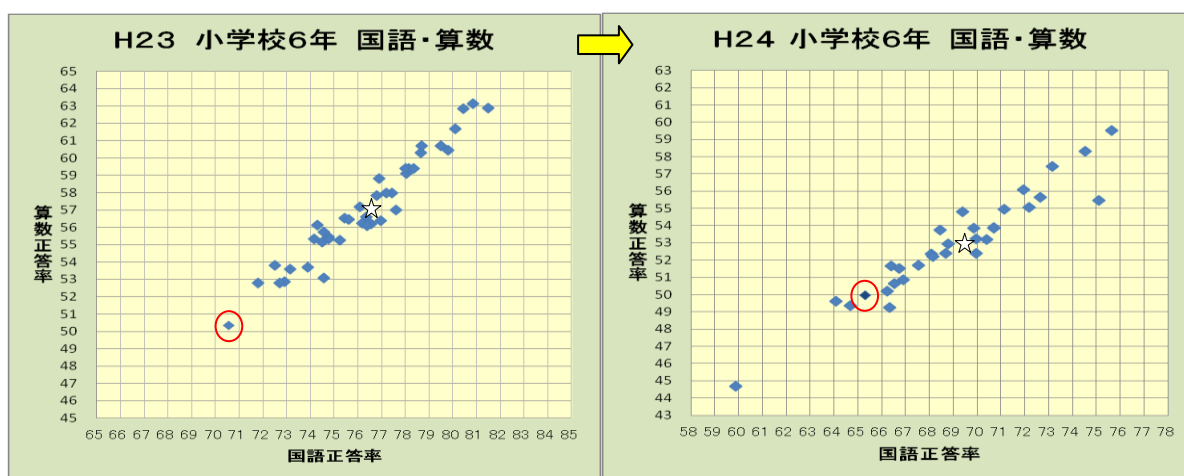
以降、6回にわたり慎重な審議を重ねる中で、門真市の児童・生徒の学力向上に向けて各委員より様々な意見を頂き、ここに提言としてお示しする運びとなりました。

Ⅱ. 本市児童・生徒の学力をとりまく現状と課題について

(1) 学力の現状と課題

平成19年度より行われている全国学力・学習状況調査及び平成23～24年度実施の大阪府学力・学習状況調査結果では、門真市は、小・中学校ともに、国語・算数・数学の全教科で大阪府の平均正答率を下回っています。

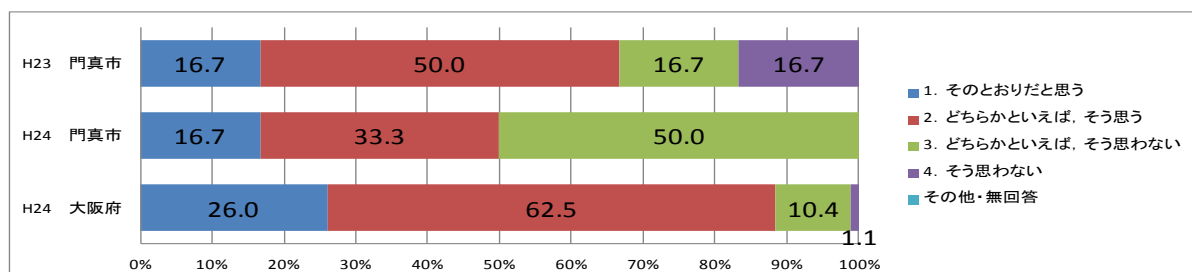
ただし、平成24年度については、中学校では依然として大阪府の平均正答率との差が大きい状況が続いていますが、小学校は、大阪府の平均正答率との差が過去5年間で最も小さくなり、改善傾向が見られました。(図1参照)



◆図1 大阪府内市町村の教科別平均正答率分散図（小学校）※門真市は○枠囲みの部分。☆は府の平均

(2) 授業の現状と課題

授業を受ける態度と学力との相関は高いといわれています。門真市で、授業中の私語が少なく落ち着いていると答えた学校の割合は、小・中学校ともに大阪府の平均と比べて低くなっています。(図2参照)

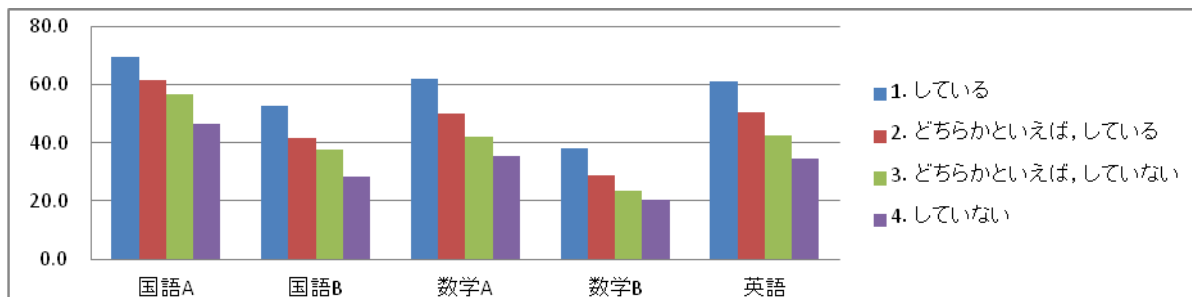


◆図2 授業中の私語が少なく落ち着いていると答えた中学校の割合（H23, 24府調査 中学校質問紙）

また、今日、子どもの学びへの意欲を高め、子どもが主体的に学ぶ授業づくりが求められていますが、本市では、普段の授業で自分の考えをまとめたり調べ学習をしたりする機会や、自分の考えを発表したり話し合ったりする機会が少ないという現状があります。

(3) 家庭学習の現状と課題

「学校の宿題をしている」と答えた児童・生徒は平均正答率が高いという相関関係が見られます。同様に、「普段の勉強時間」と学力との間にも相関関係があります。したがって、宿題を含む家庭学習を毎日行う児童・生徒を増やすことが、学力向上を図る上で有効な手立てだと考えられます。(図3参照)

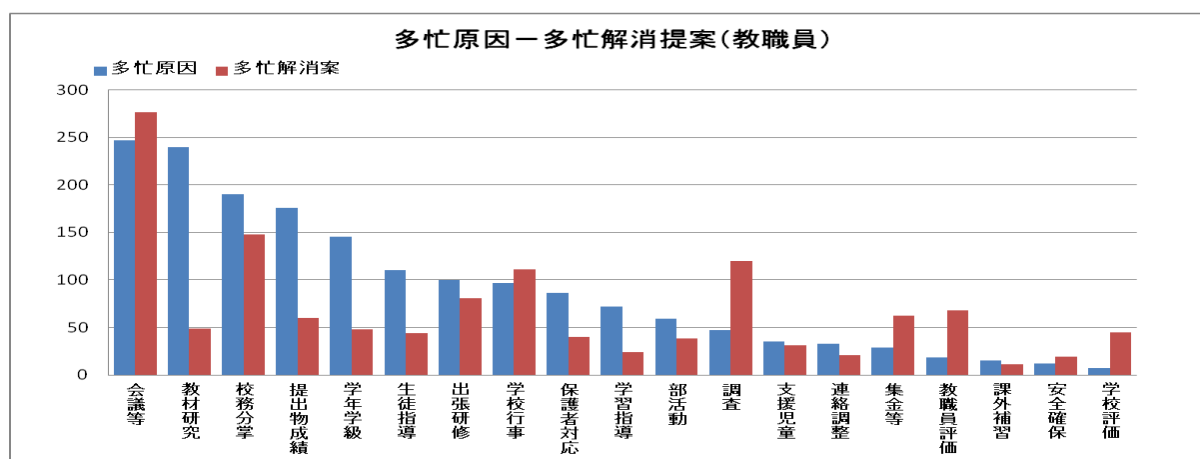


◆図3 宿題に取り組む姿勢と平均正答率の相関 (H23府調査 中3クロス分析より)

しかし、門真市では、学校の宿題をしない児童・生徒が少なくありません。また、平日に1時間以上勉強する子どもの割合が低く、「30分未満」、「全くしない」という児童・生徒は、大阪府の平均よりも多くなっています。

(4) 学校組織の現状と課題

「平成24年教職員の業務に関するアンケート調査(門真市教育委員会実施)」結果から、多忙の原因は様々ですが、多忙化対策として会議と校務分掌のあり方について改善を図ることが必要だと考えている教職員が多いことが明らかになりました。(図4参照)

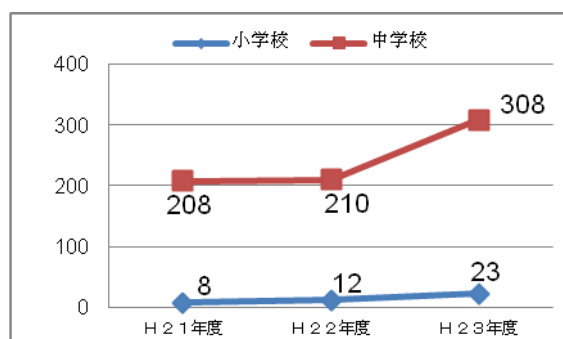


◆図4 H24 教職員の業務に関するアンケート調査より (門真市教委調査)

その対策としては、各種調査や会議の効率化、教職員の数を増やすことや経験年数の浅い教職員のキャリアアップ等が検討すべき課題として浮き彫りになりました。

(5) 生徒指導上の諸問題の現状と課題

小・中学校ともに暴力行為の発生件数は増加傾向にあり（図5参照）、中学校においては、平成23年度のいじめの認知件数、不登校児童・生徒の千人率も増加しています。



◆図5 市内小・中学校における暴力行為の発生件数

特に中学校では、教職員の生徒指導に係る時間や労力が大きくなっています。効果のある生徒指導の取組を進めるためにも、校内での生徒指導体制の見直しを行うことをはじめ、生徒指導の充実が図られなければなりません。

(6) 門真市の教育施策

門真市では、これまで、市政の重点施策の一つとして『教育の向上』を掲げ、重点的な予算配分と事業展開を行ってきました。

平成19～23年度は、『門真市「わがまちが誇れる学校づくり」特区事業』を実施し、『小学校「ことばの時間」』と『中学校「コミュニケーション」の時間』を新設し、言語活用能力の向上を図りました。

また、学校環境の改善として、パソコンやインターネット環境を整備したICT教育を進め、エアコン設置(平成19年全校設置)、耐震化(平成24年全校完了)等の学校教育環境の充実に努めてきました。また、学力向上や公民協働をテーマにした教育フォーラムを開催し、市民ぐるみの『教育の向上』を図る取組を進めてきました。

平成21年度より、「学校支援地域本部事業」を活用し、各学校における放課後子ども教室「まなび舎 Kids」「まなび舎 Youth」や「かどま土曜自学自習室サタスタ」を実施しています。また、子どもたちの発達段階に応じたきめ細かな指導を行うため、各中学校区における「校区小中一貫教育推進協議会」「一貫教育課程等研究委員会」を設置しました。

平成23年度には、「めざせ世界へはばたけ事業」や「図書館活性化事業」を進め、市費でスクールアドバイザーや学力向上支援員を配置し、学校支援を行っています。

平成24年度は、門真市立小学校学習到達度調査（小5 悉皆）を実施し、学力向上対策委員会を新たに設置するなど、学力向上を図る取組をさらに進めています。

Ⅲ. 学力課題を踏まえた学力向上対策の方向性

前章で見たとおり、本市の児童・生徒の学力をとりまく現状には厳しいものがあります。これらの現状から課題を見出し、現在、門真市で行っている施策についても検証しながら、学力向上対策の方向性を明確にするために4つの改善が重要であると考えます。

- | |
|-------------|
| (1) 授業改善 |
| (2) 家庭学習の改善 |
| (3) 学校組織の改善 |
| (4) 生徒指導の改善 |

以下、これらの視点に絞りながら、提言を述べていきます。

(1) 授業改善について

学校での教育活動の中核をなすものは授業であり、授業を改善することは学力向上に向けて、非常に重要なことです。そのためには、日々学校で行っている授業をより一層、効果的・魅力的なものへと深化させる必要があります。授業の原点は、教師が子どもたち一人ひとりの個性や感覚、人間性を的確につかむところにあります。教師が指導しようとする教科の内容について、子ども一人ひとりの個性に配慮して、子どもたちに合った教材を工夫し、わかりやすい授業をつくるのが大切です。

一時間の授業を子どもにとっても教師にとっても魅力的なものにするには、より深い子ども理解と教材研究が欠かせません。

そこで、以下の4点を提言いたします。

① 授業においては、まず、授業規律が確立していることが大切であり、子どもたちが休み時間と授業時間のけじめをつけ、集中して授業を受けるための心構えを持つようになるなど、学習ルール等を各学校単位で系統的につくりあげる必要があります。教育委員会には、小・中学校の9年間を見通した授業規律やそれを確立させる手だてを学校とともに考え、提案していくことを求めます。

② 指導方法については、共通理解を図ることが重要です。教師は、ねらいをしっかりとって授業にのぞみ、一時間が終わった時に子どもが学びを実感できるようにすることや、新しい学習指導要領で重視されている言語活動を取り入れ、思考力・判断力・表現力を育てることをねらいとした授業を行うことが重要です。たとえば、「子どもの発言や活動の時間を確保する」「自分の考えをまとめる」「みんなで話し合う」「本やインターネットを使って調べる」など、教師の説明を聞くだけの授業ではなく、子どもが主体的に学ぶ授業に変えていくことが挙げられます。

現在、門真市では小中一貫教育を進めており、小・中学校が同じ方向性を持って授業

改善を進め、門真市で共有できる「めざす授業」のイメージを作っていく必要があります。そこで、教育委員会には、「めざす授業」スタンダードを示していくことを求めます。

- ③ 教育委員会は、各校の学力向上策推進のための学力向上支援員の配置、教師力向上のための研修等の充実、門真市全体の授業活性化のための研究指定校事業等、現在行っている事業を引き続き有効に活用・発展させていくことが重要です。また、少人数学級等のきめ細かな指導を実現するための施策を実施することも求めます。
- ④ 学校の図書館を充実させることも大切です。子どもたちに自ら学ぶ態度や学びへの意欲を育成するために、読書環境の整備や子どもたちの調べ学習等を支援することは重要です。学校図書館に司書等の人員を配置することについても検討していくことを求めます。

(2) 家庭学習の改善について

家庭での学習時間と学力の状況との間には相関があります。また、宿題に取り組む姿勢と学力にも強い相関が見られ、宿題をはじめとした家庭学習習慣の定着と家庭学習の充実を図ることが重要です。

家庭学習の充実に向けては、保護者や子どもが家庭学習の効果を実感したり意義を理解したりすることが大切であり、家庭学習の意義について学校全体で話し合い、発達の段階に応じて子どもにわかりやすく伝えること、保護者にも説明する機会を持つなどして、家庭と協力して子どもの学びを支えていくことが重要です。まず、どの子どもも家庭学習、とりわけ、宿題をきちんと行えるための方策を検討する必要があります。同時に、学力に課題があり宿題ができない、宿題ができるような家庭環境が整っていないなどの背景についても考えていかなければなりません。

さらに、宿題は学校の授業とつながっているところが多分にあり、子どもたちが家で引き続き学習がしたくなるよう授業内容を練っていくことも重要です。宿題を家庭学習習慣の定着を図ることを目的としたものから、より学力が高まるような個別の課題に応じたものにしていくという視点も忘れてはなりません。

そこで、以下の4点を提言いたします。

- ① 教育委員会には、門真市内で効果的に宿題を出している学校での実践を共有することなどをおして、「門真市版家庭学習の手引き」など、宿題をはじめとした家庭学習について門真市全体としてのスタンダードを学校現場や家庭などに示していくことを求めます。

- ② 各学校においては懇談会や家庭訪問等をとおして、家庭学習の重要性とそのやり方等について家庭に伝え、協働（協力と補完）を深めていく必要があります。
- ③ 教育委員会は、学校やPTA協議会等との連携のもと、家庭や地域の理解を求めため、「家庭学習をしっかりとやる子どもを育てましょう」「テレビをつけない時間帯をつくりましょう」など、家庭における学習環境づくりの方策も検討する必要があります。
- ④ 教育委員会には、宿題がなかなかできていない子どもに対するセーフティーネットについて、考えていくことを求めます。現在、門真市では、家庭学習習慣の定着に向けて、「まなび舎 Youth 事業」「かどま土曜自学自習教室サタスタ事業」「まなび舎 Kids 事業」等を実施しています。今後はさらに「まなび舎事業」等を充実させ、学校と連携しながら、子どもたちの宿題を見ていく、学校以外で学習する習慣の定着も含めて宿題をやりぬく機会を与える環境づくりを求めます。その際、PTAや地域の協力を得ながら、事業の充実を図ることも効果的です。

（3）学校組織の改善について

教育委員会が行った「平成 24 年度教職員の業務に関するアンケート調査」の結果、教職員が子どもと向き合い、学力向上を図っていく時間を増やすためには、校務分掌担当者の明確化、行事の精選と校務の整理、会議の効率化、経験年数の少ない教職員のキャリアアップ、中学校の部活動の見直し、各種調査・研修の精選等が必要であることが浮き彫りになりました。

このような学校の状況を変えていくためには、学校内部の効率的な組織運営と外部からの人材導入という二つの方策を検討する必要があります。

特に、学校の組織は、校長・教頭の管理職と、教職員といういわゆる「なべぶた組織」になっており、自由闊達に意見が述べやすかったり、教職員がそれぞれの判断で対応しやすかったりする反面、学校全体の統一的な意思決定が図りにくいことなど、両面があります。

ただし、現在の学校体制では教職員の多忙化を解消することが難しいことは事実であり、子どもと向き合う時間を確保するためにも学校組織の改善・改革は喫緊の課題です。

その際には、教職員一人ひとりの考えが反映され、それが生かされる組織づくり、人を育てる組織づくりという観点も見過ごしてはなりません。個々の教職員にあっては、お互いに目標やビジョンを共有しつつ、対話を繰り返し、互いに学び合い高め合っていくことが大切です。

今後、各分掌の役割と責任を明確化し、経験豊かな教職員の能力を活かすとともに、経験年数の少ない教職員の得意分野を引き出し、その遂行を支援していくこと等をとおして、各分掌業務を共通理解し、整理・補完し合える体制づくり等が求められます。

このような観点から、次の2点を提言いたします。

- ① 教育委員会には、学校組織と運営の課題解決を図るためにモデルプランを示すことを求めます。各学校では、そのモデルをもとにして、管理職がリーダーシップを発揮し、学校が主体的に責任を持って組織を改善していくことが重要です。教育委員会はその成果を市内に発信し、各学校での取組を支援していくことも大切だと考えます。
- ② 現状の各種の加配人材の内容を再評価し、加配の種別や配置校についても改めて検討していくことを求めます。学校は配置された人材を効果的に活用し、その成果についても検証を行い、常に改善を行う必要があります。
また、地域人材や保護者による学校支援についても、教育委員会と学校には連携して支援を受け入れる仕組みや環境づくりを構築することを求めます。なお、教育委員会には、加配人材の充実とあわせて、保護者・地域による学校支援体制の充実についても視野に入れた人材活用の実現を求めます。

（４）生徒指導の改善について

現在、門真市では、不登校の児童・生徒に対して家庭訪問等を行う「不登校対策学生フレンド」や、登校しぶりを見せるような児童・生徒に対して支援していくための適応指導教室「かがやき」を実施しています。また、府の事業を活用した児童生徒支援加配教員を配置し、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーも配置して活用しています。しかし、小・中学校ともに暴力行為が増加傾向にあること、いじめの認知件数、不登校児童・生徒の千人率は中学校において増加していることが報告され、こうした課題を解決するためには、これまでの対処療法的な生徒指導のあり方から開発的な生徒指導への転換が必要です。

これらの前提の上で4点を提言いたします。

- ① 従来行われてきた問題行動を起こす子どもへの対応に加えて、自己指導能力の育成をめざす生徒指導の取組が必要です。例えば、日々の授業の中で子どもたちが安心して自分を出すことができ、それに共感できる雰囲気をつくれるような集団づくりを行うことが大切です。また、子どもが集団の大切さを体験できる取組を行い、人や社会のあり方、生きていく価値等を子どもとともに追求していく教育を行い、児童・生徒の規範意識を育成し、自尊感情を高めていくことも必要です。
教育委員会には、このような開発的な生徒指導へと教職員が視点を変えることができるような発信や取組を行うことを求めます。
- ② 児童・生徒を取り巻く状況等についての深い理解が必要です。子ども個人と学級集団等の情報から、不登校、いじめ、学級崩壊などの問題に対応する様々な状況を把握し

て、不登校になる可能性の高い子どもはいないか、いじめ被害を受けている可能性の高い子どもはいないか、意欲が低下している子どもはいないか、学級崩壊に至る可能性はないか等、児童・生徒の個別の関係や学級集団のあり様を見立てて、対応する指導を進めることが重要です。

教育委員会には、こうした指導を進めることができるように、教職員の児童・生徒理解の深化を図り、学級集団作りの力量を高めるための取組を求めます。

- ③ 児童・生徒の状況を深く理解し、問題行動を未然に防止する生徒指導を行うためには、保護者や児童・生徒の相談体制を充実するとともに、ケース会議を定期的に位置づけることも重要です。ケース会議とは、事例研究、ケース確認の場です。ケース会議の中で、当該事例の解決方法等を考えることが重要であり、そのことが、OJT（on the job training：働きながらスキルアップしていくこと）となり、経験年数の少ない教師の生徒指導力の向上にもつながります。

教育委員会には、各校でケース会議が定期的に行えるよう環境整備・条件整備を求めます。

- ④ 外部の人材、地域の人材との連携も、今後ますます重要になると考えられます。教員が一人だけで生徒指導をするのではなく、複数の教職員がチームであたるような校内生徒指導体制を構築し、その上で、学校と地域、保護者が互いに協働することで、学校内で平面として対応していた生徒指導が立体的な生徒指導へと発展する可能性があります。教育委員会だけでなく、市全体としての問題行動防止の取組へと展開していくことを求めます。

IV. 終わりに

門真市学力向上対策委員会は、平成24年6月26日より11月13日まで計7回にわたり、学識経験者・学校関係者・保護者・教育委員会から成る11名の構成員で4課題を中心に真摯な話し合いを重ね、その審議の中で、門真市における児童・生徒の学力向上に向けて、様々な観点からの貴重な意見が出され、本提言にいたりしました。

本委員会は、門真市教育委員会が今回のこの提言を活かし、具体的な提案を行い、門真市の教育をとりまく様々な課題解決に取り組み、児童・生徒の一層の学力向上が図られることを期待するものであります。

門真市学力向上対策委員会委員名簿

(◎ 委員長 ○ 副委員長)

No.	区 分	氏 名	所 属	規 則
1	学識経験者	◎ <small>もりた えいじ</small> 森田 英嗣	大阪教育大学	教授 第1号関係
2	学識経験者	○ <small>かどの しげき</small> 角野 茂樹	関西外国語大学	教授 第1号関係
3	校長会代表者	<small>やまぐち しゅうさく</small> 山口 周作	門真市校長会 (門真市立五月田小学校)	校長 第2号関係
4	校長会代表者	<small>いとう よしあき</small> 伊藤 義昭	門真市校長会 (門真市立第五中学校)	校長 第2号関係
5	教頭会代表者	<small>こてら ひろあき</small> 小寺 弘明	門真市教頭会 (門真市立第二中学校)	教 頭 第3号関係
6	小・中学校 教職員代表者	<small>うえはら ひろひと</small> 植原 宏仁	門真市立大和田小学校	教 諭 第4号関係
7	小・中学校 教職員代表者	<small>さかがみ こうたろう</small> 阪上 広太郎	門真市立第七中学校	教 諭 第4号関係
8	保護者代表者	<small>かしわい りょうこ</small> 柏井 了子	門真市PTA協議会	副会長 第5号関係
9	保護者代表者	<small>かわむら さよこ</small> 川村 早余子	門真市PTA協議会	会 計 第5号関係
10	教育委員会	<small>ふじい りょういち</small> 藤井 良一	門真市教育委員会学校教育部	部 長 第6号関係
11	教育委員会	<small>しばた まさひこ</small> 柴田 昌彦	門真市教育委員会生涯学習部	部 長 第7号関係

(敬称略)

門真市学力向上対策委員会 審議の経過

回	日 時	場 所	内 容
1	6月26日（火） 15時～16時45分	門真市消費生活センター 2階会議室	<ul style="list-style-type: none"> ・委員長、副委員長選出 ・本市の教育を取り巻く現状と課題 ・今後の委員会の方向性
2	7月23日（月） 15時～16時45分	門真市教育委員会 3階会議室	<ul style="list-style-type: none"> ・授業づくりの現状と課題 ・H24年度学力向上にかかる市教委の事業
3	8月9日（木） 15時～16時45分	門真市教育委員会 3階会議室	<ul style="list-style-type: none"> ・家庭学習の現状と課題 ・家庭学習の充実に向けた市の施策
4	8月28日（火） 15時～16時45分	門真市消費生活センター 2階会議室	<ul style="list-style-type: none"> ・校内組織の現状と課題 （「門真市教職員の業務に関するアンケート」結果、学校運営の改善例より）
5	9月4日（火） 15時～16時45分	門真市教育委員会 3階会議室	<ul style="list-style-type: none"> ・生徒指導の現状と課題 ・平成24年度大阪府・学力学習状況調査について（事務局報告）
6	10月9日（火） 15時～16時45分	門真市消費生活センター 2階会議室	<ul style="list-style-type: none"> ・H24大阪府学力・学習状況調査結果について（事務局報告） ・「門真市学力向上対策委員会提言案」について ・委員会からのメッセージ案について
7	11月13日（火） 15時～16時45分	門真市役所 3階第三会議室	<ul style="list-style-type: none"> ・「門真市学力向上対策委員会提言」について ・委員会からのメッセージについて

門真市学力向上対策委員会設置要綱

(設置)

第1条 門真市立小・中学校における学力の向上を目的とした施策（以下「施策」という。）について検討を行うため、門真市学力向上対策委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 施策を実施するために必要な事項の検討に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、施策の推進に当たり必要な事項

(組織)

第3条 委員会は、委員11人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、門真市教育委員会が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 門真市校長会を代表する者
- (3) 門真市教頭会を代表する者
- (4) 門真市立小・中学校教職員を代表する者
- (5) 門真市立小・中学校に在籍する児童又は生徒の保護者を代表する者
- (6) 教育委員会事務局学校教育部長
- (7) 教育委員会事務局生涯学習部長

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱又は任命の日から平成25年3月31日までとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に、委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、互選により定める。
- 3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(関係者の出席等)

第7条 委員会は、必要があると認めるときは、委員会の会議に委員以外の者の出席を求め、説明若しくは意見を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(報告)

第8条 委員会は、委員会の会議における検討経過又はその結果について、必要に応じて教育長に報告しなければならない。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、教育委員会事務局学校教育部学校教育課において行う。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成24年5月23日から施行する。